

専門委員意見一覧表(第3回)

資料4

整理 番号	第11次交通安全基本計画における項目							専門委員名	意見	第12次交通安全基本計画中間案への対応案
	部	章	節	番号	項目名	(番号)	該当 ページ			
1	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	道路交通環境 の整備	3	P27	竹脇委員	ラウンドアバウトについて、進入する際は方向指示器を使用せず、出る際は方向指示器を使用する必要があるが、滋賀県内では、施行当時90%以上の方が、方向指示器を使用せずに出ていかれたということなので、ラウンドアバウトの通行方法について、周知を図るべき。また、信号機に係る経費がかからないので、ラウンドアバウトの整備を進めていかれたらいいのでは。	中間案「第1部 第1章 第3節 Ⅱ 2 (1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進」において、「オ 成人に対する交通安全教育の推進」として「成人に対する交通安全教育は、自動車等の安全運転の確保の観点から、免許取得時及び免許取得後の運転者の教育を中心として行うほか、社会人、大学生等に対する自転車の安全な利用を始めとする交通安全教育の充実に努める」と記載しており、ラウンドアバウトの通行方法を含む交通ルール の周知を図ってまいりたい。 また、中間案「第1部 第1章 第3節 Ⅱ 1 道路交通環境の整備」において、「(3) 幹線道路における交通安全対策の推進」として、「環状交差点について、周辺の土地利用状況等を勘案し、適切な箇所への導入を推進する」、「(12) 災害に備えた道路交通環境の整備」として、「交通量等が一定の条件を満たす場合において安全かつ円滑な道路交通を確保できる環状交差点の活用を図る」と記載している。【警察庁】 中間案「第1部 第1章 第3節 Ⅱ 1 道路交通環境の整備」において、「(3) 幹線道路における交通安全対策の推進」として、「環状交差点について、周辺の土地利用状況等を勘案し、適切な箇所への導入を推進する」、また「(12) 災害に備えた道路交通環境の整備」として、「交通量等が一定の条件を満たす場合において安全かつ円滑な道路交通を確保できる環状交差点の活用を図る」と記載しており、環状交差点の適切な箇所への導入及び活用を引き続き推進してまいりたい。【国土交通省】

整理 番号	第11次交通安全基本計画における項目							専門委員名	意見	第12次交通安全基本計画中間案への対応案
	部	章	節	番号	項目名	(番号)	該当 ページ			
2	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想 の普及徹底	1	P42	竹脇委員	こどもの自転車利用について、小学校から規則を習っていれば、事故がなくなるというのは実際問題、統計でも出ているので、率先して教育をしていただければ少しでも事故がなくなるのではない か。	中間案「第1部 第1章 第3節 Ⅱ 2（1）段階的かつ体系的な交通安全教育の推進」において、「イ 小学生に対する交通安全教育の推進」として、「自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させる」、「学校の教育活動全体を通じて、安全な歩行の仕方、自転車の安全な利用、乗り物の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味及び必要性等について重点的に交通安全教育を実施する」と記載しており、引き続き、意見内容の取組を推進してまいりたい。【警察庁】 中間案「第1部 第1章 第3節 Ⅱ 2（1）段階的かつ体系的な交通安全教育の推進」において、「ア 幼児に対する交通安全教育の推進」として、「幼児に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させることを目標とする」と記載しており、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、日常的教育・保育活動のあらゆる場面を捉えて交通安全教育を計画的かつ継続的に行うことを引き続き推進してまいりたい。【こども家庭庁】 中間案「第1部 第1章 第3節 Ⅱ 2（1）段階的かつ体系的な交通安全教育の推進」において、「イ 小学生に対する交通安全教育の推進」として、「自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とする」と記載しており、令和7年度文部科学省交通安全業務計画では、「小学生に対する交通安全教育は、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させる」ことや、その際は、「自転車安全利用五則も参考とし、自転車の安全かつ正しい走行及び交通ルールの遵守など、児童生徒が自主的に安全な行動ができるように指導を行うこと」などを記載し、適切な指導に努めていただくようにしている。 また、今年度、交通安全教育に関する動画教材等を作成しているところ、その中で、小学生を対象とした自転車利用に関する内容も盛り込む予定であり、こどもたちが交通安全上のルールやマナーを正しく理解して行動するとともに、危険を回避するための能力を培うことができるよう、こどもたちの発達の段階に応じた動画教材となるよう有識者の意見を踏まえながら作成してまいりたい。【文部科学省】
	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想 の普及徹底	3	P48			
3	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想 の普及徹底	1	P45	川端委員	外国人の運転について、インバウンドが増えていて、英語だけでなく多言語の国の方が来ている印象である。現状では外国人向けのアプリは、各メーカーや保険会社等が提供しているが、統合されたものはなく、また、その存在が伝わっていない。外国人向けの多言語アプリについて、何か統一した形で提供するなり、現在メーカーが作っているものを便覧にしてPRするなどすればいいと思う。例えば、レンタカーを利用する際に、免許の登録をアプリ経由で行えば、安全運転の多言語アプリが付いてくるようになると一番いいと思う。	中間案「第1部 第1章 第3節 Ⅱ 2（1）段階的かつ体系的な交通安全教育の推進」において「ク 外国人に対する交通安全教育等の推進」として「観光客等の訪日外国人に対する多言語によるガイドブックやウェブサイト等を活用した日本の交通ルールの周知活動等を推進する」と記載しており、関係省庁等と連携して効果的な広報啓発を推進してまいりたい。【警察庁・観光庁】

整理 番号	第11次交通安全基本計画における項目							専門委員名	意見	第12次交通安全基本計画中間案への対応案
	部	章	節	番号	項目名	(番号)	該当 ページ			
4	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想の普及徹底	1	P44	中井委員	長期的に見れば、高齢ドライバーへの対策は、高齢者になってからではなく、中年期から介入できる制度(例えば、免許取得後10年おきに運転ぶりや法律知識をチェックする講習を任意で受けさせ、受講者にはガソリン代や任意保険料の割引等インセンティブを与えるなど)の検討を進める。	中間案「第1部 第1章 第3節 Ⅱ 2(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進」において「オ 成人に対する交通安全教育の推進」として「成人に対する交通安全教育は、自動車等の安全運転の確保の観点から、免許取得時及び免許取得後の運転者の教育を中心として行うほか、社会人、大学生等に対する自転車の安全な利用を始めとする交通安全教育の充実に努める」と記載しており、高齢者になる前の段階からの交通安全教育を推進してまいりたい。 加えて、中間案「第1部 第1章 第3節 Ⅱ 2(1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進」において「カ 高齢者に対する交通安全教育の推進」として「高齢運転者に対しては、高齢者講習及び更新時講習の内容の充実に努める」としており、更新時講習で使用する教本には、高齢運転者の事故傾向、事故原因及び運転特性等の内容を盛り込んでいる。また、今後、高齢者講習を受講することとなる65歳以上70歳未満の者に対しては、更新時講習における高齢者学級の編成に努めており、事故実態や運転特性について重点的に取り上げている。第12次交通安全基本計画においても、これらの取組を推進してまいりたい。【警察庁・金融庁】
5	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想の普及徹底	-	P40	中井委員	現在の案でも安全教育や普及啓発という文字が多く並んでいるが、どのように普及・展開させるのかという具体策まで検討して書き込むべきではないか。5年以内に国民の〇割以上が交通安全教育を受講とか、SNSの視聴回数について、内閣府・警察庁、それぞれ〇億回以上とか数値目標を立てられたら、担当者もより工夫を凝らすのではないかと思います。	中間案「第1部 第1章 第3節 Ⅱ 2 交通安全思想の普及徹底」において、「(2)効果的な交通安全教育の推進」として、「交通安全教育の効果を確認し、必要に応じて教育の方法、利用する教材等を見直して、社会やライフスタイルの変化、情報通信技術の進展を踏まえ、新たな手法等も活用し、効果的な交通安全教育に努める」と記載しており、春・秋の全国交通安全運動の際にYouTubeで動画を公開しているほか、X(旧Twitter)でも定期的に投稿を行い、普及・展開活動を行っている。 また、時代に即して、短時間で訴求できるようショート動画を公開したり、文字だけでなく視覚的にも理解してもらえるよう全国交通安全運動ポスター等を投稿するなど、工夫を凝らして実施しているところ、引き続き時代に合わせた啓発活動を推進してまいりたい。【内閣府】 中間案「第1部 第1章 第3節 Ⅱ 2 交通安全思想の普及徹底」において、「交通安全教育・普及啓発活動については、国、地方公共団体、警察、学校、関係民間団体、地域社会、企業及び家庭がそれぞれの特性をいかし、互いに連携をとりながら地域が一体となった活動が推進されるよう促す。特に交通安全教育・普及啓発活動に当たる地方公共団体職員や教職員の指導力の向上を図るとともに、地域における民間の指導者を育成することなどにより、地域の実情に即した自主的な活動を促進する」と記載しており、数値等具体的目標については盛り込まないこととするが、御指摘の点については重要なことと認識しており、交通安全教育・普及啓発活動の効果を検証・評価し、より一層効果的な実施に努めるとともに、交通安全教育・普及啓発活動の意義、重要性等について関係者の意識が深まるよう引き続き取り組んでまいりたい。【警察庁】

整理 番号	第11次交通安全基本計画における項目							専門委員名	意見	第12次交通安全基本計画中間案への対応案
	部	章	節	番号	項目名	(番号)	該当 ページ			
6	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想 の普及徹底	1	P45	宮島委員	日本の交通ルールについて、外国人の場合、母国の交通ルールとの違いがなかなか理解されていないと思う。日本人も含めて、特に外国人にどう伝えるのか考えていく必要があるのではないかな。	中間案「第1部 第1章 第3節 Ⅱ 2（1）段階的かつ体系的な交通安全教育の推進」において「ク 外国人に対する交通安全教育等の推進」として「外国人に対する交通安全教育に当たっては、自国の交通ルールとの違いを踏まえた、日本の交通ルールやマナーを理解・徹底させる」と記載しており、関係省庁等と連携して効果的な広報啓発を推進してまいりたい。【警察庁・観光庁】
7	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想 の普及徹底	1	P43	宮島委員	大人になると交通ルールに触れる機会が減っていると思う。免許を持っていないとさらにその接点は薄くなる。例えば自転車が通行するのは、車道なのか歩道なのかというところで、今は車道という指導が中心と言われたけれども、そういうことを大人自身が必ずしも理解してないと思うので、大人への情報の共有は非常に大事ではないかな。	中間案「第1部 第1章 第3節 Ⅱ 2（1）段階的かつ体系的な交通安全教育の推進」において、「オ 成人に対する交通安全教育の推進」として、「公民館等の社会教育施設における社会人を対象とした学級・講座等において自転車、特定小型原動機付自転車の安全利用を含む交通安全教育の促進を図るなど、交通安全のための諸活動を促進するとともに、関係機関・団体、交通ボランティア等による活動を促進する」と記載しており、現状では全国の経験が浅い交通指導員等を対象とする交通安全指導者養成講座において「自転車の安全利用（道路交通法の改正内容と基本的な交通ルール）」について講義を行うなどの取組を行っているところ、地域の実情・特性に即した関係期間・団体、交通ボランティア等による交通安全指導や啓発活動が効果的に行われるような取組を引き続き積極的に推進してまいりたい。 また、内閣府ホームページでは交通安全啓発動画や自転車に関する交通安全チラシを掲載しており、時代に即してSNS等を活用した交通ルール・マナーの周知活動を推進してまいりたい。【内閣府】
	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想 の普及徹底	3	P48			中間案「第1部 第1章 第3節 Ⅱ 2（1）段階的かつ体系的な交通安全教育の推進」において、「オ 成人に対する交通安全教育の推進」として、「社会人を対象とした学級・講座等において自転車、特定小型原動機付自転車の安全利用を含む交通安全教育の促進を図るなど、公民館等の社会教育施設における交通安全のための諸活動を促進するとともに、関係機関・団体、交通ボランティア等による活動を促進する」と記載しており、交通安全教育の機会を提供するため、大学等の教育機関や企業等における教育の促進を図るほか、動画を活用した学習機会の提供、ウェブサイトやSNS 等の各種媒体の積極的活用など、対面によらない交通安全教育や広報啓発活動についても効果的に推進してまいりたい。【警察庁】
8	第3部	－	第3節	Ⅱ	航空安全プログラムの更なる推進	5	P126	宮島委員	羽田空港航空機衝突事故で奇跡的に乗客が助かったことについて、乗客ができる身の安全を守る方法が当時議論になったが、最近飛行機に乗っても必ずしもそれを反映された形で、乗客へメッセージが伝わっていないのではないかなという気持ちも持ったので、あの事故の教訓というか良かったことも含めたことを一般乗客にも共有できるとよいのではないかな。	中間案「第3部 第3節 Ⅱ 1(5)安全文化の醸成及び安全監督の強化」において、「ア 安全文化の醸成」として、「国民に必要な情報提供や啓蒙を行うことも含め、安全文化の醸成促進をする」と記載しており、現在も、乗客に対する避難時の注意事項などの周知を行っているところ、より広く認知いただくための取組を推進してまいりたい。【国土交通省】

整理 番号	第11次交通安全基本計画における項目							専門委員名	意見	第12次交通安全基本計画中間案への対応案
	部	章	節	番号	項目名	(番号)	該当 ページ			
9	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想の普及徹底	1	P41・42・45	田村(節)委員	交通安全知識の伝達の仕方の工夫について、一般の児童生徒さんを対象に教材等の作成やリーフレットをお配りするとあったが、母国語が日本語でない児童生徒さんもいることから、多言語の表記をぜひつけていただきたい。 また、不登校の児童生徒への対応なども含め、こどもたちのニーズに沿ったものを考えていただきたい。	中間案「第1部 第1章 第3節 Ⅱ 2 交通安全思想の普及徹底」において、「心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を推進」と記載しており、引き続き児童及び生徒に対し効果的な交通安全教育を推進してまいりたい。また多言語表記については、中間案「第1部 第1章 第3節 Ⅱ 2 (1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進」において「ク 外国人に対する交通安全教育等の推進」として「観光客等の訪日外国人に対する多言語によるガイドブックやウェブサイト等を活用した日本の交通ルールの周知活動等の推進」と記載しており、日本の交通ルールについて多言語で周知してまいりたい。【警察庁】 中間案「第1部 第1章 第3節 Ⅱ 2 (1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進」において、「ア 幼児に対する交通安全教育の推進」として、「幼稚園、保育所及び認定こども園においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、日常の教育・保育活動のあらゆる場面を捉えて交通安全教育を計画的かつ継続的に行う」と記載しており、紙芝居を用いるなど、多言語を踏まえた分かりやすい指導に努めるとともに、指導資料の作成、教職員の指導力の向上及び教材・教具の整備を引き続き推進してまいりたい。【こども家庭庁】 中間案「第1部 第1章 第3節 Ⅱ 2 交通安全思想の普及徹底」において、「在留外国人や訪日外国人の増加等も踏まえ、多様な文化的背景への寛容さを基本としつつ、世界一安全な交通社会を目指す我が国の交通ルールを的確に伝えてその遵守の徹底を図るよう努める」と記載している。 委員御指摘のとおり、日本語指導が必要な児童生徒の教育ニーズに対応することは重要であるため、全ての児童生徒が交通安全に係る知識を身につけられるよう、平易でわかりやすい言葉やイラストを使用したリーフレットの作成、配布を心がけてまいりたい。 また、今年度作成予定の動画教材等について、こどもたちが自主学習、家庭学習でも活用できるような構成とするなど、こどもたちのニーズに沿った学習機会の提供に努めてまいりたい。【文部科学省】
10	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	被害者支援の充実と推進	2・3	P77・78	中土委員	資料2の警察の取組案の中には、具体的に被害者支援について の取組が書かれていないので、警察ではどう考えているのか。	中間案「第1部 第1章 第3節 Ⅱ 7 (3) 交通事故被害者等支援の充実強化」において「イ 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進」として「交通事故被害者等の支援の充実を図るため、交通事故被害者等に対して必要な支援や課題等を発信するシンポジウムの開催や交通事故被害者等の自助グループの活動の促進に資する施策を推進する」と記載しており、交通事故被害者サポート事業を実施していくほか、「各都道府県警察本部の交通捜査担当課に設置した被害者連絡調整官等が、各警察署で実施する被害者連絡について指導を行うほか、自ら被害者連絡を実施するなどして組織的な対応を図るとともに、職員に対し交通事故被害者等の心情に配慮した対応について徹底を図る」といった記載もしており、被害者連絡が確実に実施され、犯罪被害者等に対する情報提供が適切に行われるよう、都道府県警察を指導等してまいりたい。【警察庁】

整理 番号	第11次交通安全基本計画における項目							専門委員名	意見	第12次交通安全基本計画中間案への対応案
	部	章	節	番号	項目名	(番号)	該当 ページ			
11	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	道路交通環境 の整備	3	P27	井料委員	ラウンドアバウトに関する施策を盛り込んでほしい。 また、2段階ラウンドアバウトにすると、そもそも2段階横断になるような構造になるかと思うし、歩行者と自動車両方の面から安全性が向上すると思う。	中間案「第1部 第1章 第3節 Ⅱ 1道路交通環境の整備」において、「(3) 幹線道路における交通安全対策の推進」として、「環状交差点について、周辺の土地利用状況等を勘案し、適切な箇所への導入を推進する」、また「(12) 災害に備えた道路交通環境の整備」として、「交通量等が一定の条件を満たす場合において安全かつ円滑な道路交通を確保できる環状交差点の活用を図る」と記載しており、環状交差点の適切な箇所への導入及び活用を引き続き推進してまいりたい。【国土交通省・警察庁】
12	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	安全運転の確保	6	P60			中間案「第1部 第1章 第3節 Ⅱ 3 (7) 道路交通に関する情報の充実」において、「ウ 気象情報等の充実」として、気象庁と連携し、運送事業者に対して気象情報を適切に周知するための取組や、運行管理者講習等の機会を通して気象情報の知識の普及に努めており、引き続き推進してまいりたい。【国土交通省】
	第1部	第2章	第2節	Ⅱ	鉄道の安全な運行の確保	4	P90			中間案「第1部 第1章 第3節 Ⅱ 3 (7) 道路交通に関する情報の充実」において、「ウ 気象情報等の充実」として、「広報や講習会等を通じて気象知識の普及や情報の利活用促進に努める」と記載しており、道路関係者向けの講習会、ワークショップ等、事業者に対して気象情報を適切に利活用いただくための取組を実施しているところ、国土交通省関係部局とも連携しつつ引き続き推進してまいりたい。【気象庁】 中間案「第1部 第2章 第2節 Ⅱ 3 鉄道の安全な運行の確保」において、「(4) 気象情報等の充実」として、「広報や講習会等を通じて気象知識の普及や情報の利活用促進に努める」と記載しており、国土交通省、気象庁及び鉄道事業者が参画するワークショップを開催し、鉄道事業者に対して、防災気象情報に関する最新の動向や活用方法等、気象知識の普及や利活用促進を推進してまいりたい。【国土交通省】 中間案「第1部 第2章 第2節 Ⅱ 3 鉄道の安全な運行の確保」において、「(4) 気象情報等の充実」として、「広報や講習会等を通じて気象知識の普及や情報の利活用促進に努める」と記載しており、鉄道関係者向けの講習会、ワークショップ等、事業者に対して気象情報を適切に利活用いただくための取組を実施しているところ、国土交通省関係部局とも連携しつつ引き続き推進してまいりたい。【気象庁】

整理 番号	第11次交通安全基本計画における項目							専門委員名	意見	第12次交通安全基本計画中間案への対応案
	部	章	節	番号	項目名	(番 号)	該当 ページ			
	第2部	－	第2節	Ⅱ	海上交通環境 の整備	3	P107	二村委員	近年は降雨降雪等の災害の激甚化が言われているところ、未然に事故を防ぐとか、いわゆるリスク管理の観点から事業者に対して気象情報の適切な活用を呼びかけることもあっていいのではないか。	中間案「第2部 第2節 Ⅱ 3 (2)船舶の運航管理等の充実」において、「エ 安全統括管理者及び運航管理者等に対する安全管理体制の強化」として、「安全統括管理者及び運航管理者に対して、実務経験に加えて試験の合格と2年ごとの講習の受講を義務付ける資格者証制度を着実に実施することにより、安全管理体制の強化を図る」と記載しており、気象情報の適切な活用を含め旅客船事業者の安全管理水準を高めてまいりたい。【国土交通省】 中間案「第2部 第2節 Ⅱ 1 (3)海上交通に関する情報提供の充実」において、「ア 航行支援システムを用いた情報提供の実施」として、「全国各地の灯台等で観測した気象・海象の現況、その他、船舶交通の安全のために必要な情報の提供を、沿岸域情報提供システム(海の安全情報)や船舶自動識別装置(AIS)、無線等、多様な手段を用いて引き続き実施していくとともに、利用者のニーズや利便性を向上させるため、所要の見直しを図る」と記載しており、引き続き、推進してまいりたい。【海上保安庁】 中間案「第2部 第2節 Ⅱ 1 (3)海上交通に関する情報提供の充実」において、「イ 気象情報等の充実」として、「広報や講習会等を通じて気象知識の普及や情報の利活用促進に努める」と記載しており、運送事業者向けの講習会、ワークショップ等、事業者に対して気象情報を適切に利活用いただくための取組を実施しているところ、国土交通省関係部局とも連携しつつ引き続き推進してまいりたい。【気象庁】
	第3部	－	第3節	Ⅱ	航空機の安全な 運航の確保	6	P128			航空機の運航に当たって、気象情報は重要な情報であることから、事業者には出発前の気象情報の確認に加え、地上気象のみならず、飛行を予定する高度の気象情報等を踏まえた適切な飛行計画の設定・変更等を行うことを求める安全基準を設けており、事業者の運航規程の審査等を通じて当該基準への遵守状況を確認していることから、中間案には記載しないものの、引き続き気象情報の適切な活用について取り組んでまいりたい。【国土交通省】 中間案「第3部 第3節 Ⅱ 2 航空機の安全な運航の確保」において、「(6)航空交通に関する気象情報等の充実」として、「航空交通に影響を及ぼす気象、地震、津波、火山噴火等の自然現象を的確に把握し、特別警報・警報・予報等の適時・適切な発表及び迅速な伝達に努めるとともに、これらの情報の質的向上に努める」と記載しており、航空交通に係る事業者等のニーズに合わせてきめ細やかな気象情報を発表・伝達するとともに、航空交通に係る事業者等に対して気象情報に関する説明会等を実施することで適切に利活用いただくための取組を実施しているところ、今後も引き続き推進してまいりたい。【気象庁】

整理 番号	第11次交通安全基本計画における項目							専門委員名	意見	第12次交通安全基本計画中間案への対応案
	部	章	節	番号	項目名	(番号)	該当 ページ			
13	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	車両の安全性 の確保	6	P67	畑中委員	自転車について、実際にこどもを2人乗せられる方や、高齢者の方で安定して走る必要がある方など、そういった方に向けて、普通自転車の枠組みにこだわらず、今必要な安全な乗り物の開発を始めてもいいのではないかと。	高齢者向け自転車や幼児同乗自転車については、これまでも民間事業者が様々な工夫を凝らして安全性や快適性を追求する努力をしてきているものと認識している。例えば、高齢者向け自転車では、またぎやすい工夫や小径車輪による低重心化、電動アシストのマイルドな発進、三輪でもカーブを曲がりやすい構造上の工夫など、また、幼児同乗自転車では、後部に2人幼児を乗せる構造のものや荷物を積載できるよう前かごを装備できる前座席位置とするものなどが出てきており、このように各社の商品開発競争段階にある中で、開発自体はこれら市場原理に委ねることとし、現時点で政府として開発そのものに関して施策を講じる予定はないが、高齢者自転車や幼児同乗自転車の安全性向上の必要性に係る委員の御意見を産業界とも共有することなどを通じて引き続き自転車産業振興に努めてまいりたい。【経済産業省】
14	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想 の普及徹底	1・2・ 3	P42・ 46・48	畑中委員	こどもへの自転車の交通安全教育について、ただリーフレットを渡して終わりではなく、例えばPDFを児童全員が持っているタブレットに読み込んで、教師と一緒に読んでいくなど、そういった時間がワークショップあれば、こどもの理解や知識の吸収が変わってくる。また、動画も何となく薄暗い事故を表現したものが多いが、例えばアニメを使ってストーリー仕立てにして、どうしてその違反をするとリスクがあるのか、どうしたら事故を防げたのかなど、こどもたちが興味を持って理解し、吸収するような内容の動画を作っていただきたい。	中間案「第1部 第1章 第3節 Ⅱ 2（1）段階的かつ体系的な交通安全教育の推進」において、「イ 小学生に対する交通安全教育の推進」として、「自転車の安全な利用等も含め、安全な通学のための教育教材等を作成・配布する」と記載しており、リーフレットについては、配布の際には、教職員向けの活用のポイントや御家庭での活用方法も記載したメモを同封するとともに、電子媒体でも配布しており、効果的に活用されるように努めてまいりたい。 また、今年度作成予定の動画教材については、委員御指摘のとおり、こどもたちが興味、関心を持ち、効果的に学ぶことができるよう、交通安全に関する有識者の意見を踏まえながら作成してまいりたい。【文部科学省】
15	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想 の普及徹底	1	P42	畑中委員	小学生は、自転車に乗り始める時期であり、交通社会の一員として動き始めること、また、吸収力も非常に高いときであることが鍵になっていると思っているので、ぜひ本計画において、小学生について、もう少し重視をして記載することを検討していただきたい。	中間案「第1部 第1章 第3節 Ⅱ 2（1）段階的かつ体系的な交通安全教育の推進」において、「イ 小学生に対する交通安全教育の推進」として、「自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とする」と記載しており、令和7年度文部科学省交通安全業務計画では、「小学生に対する交通安全教育は、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させる」ことや、その際は、「自転車安全利用五則も参考とし、自転車の安全かつ正しい走行及び交通ルールへの遵守など、児童生徒が自主的に安全な行動ができるように指導を行うこと」などを記載し、適切な指導に努めていただくようにしている。 また、今年度、交通安全教育に関する動画教材等を作成しているところ、その中で、小学生を対象とした自転車利用に関する内容も盛り込む予定であり、こどもたちが交通安全上のルールやマナーを正しく理解して行動するとともに、危険を回避するための能力を培うことができるよう、こどもたちの発達の段階に応じた動画教材となるよう有識者の意見を踏まえながら作成してまいりたい。【文部科学省】

整理 番号	第11次交通安全基本計画における項目							専門委員名	意見	第12次交通安全基本計画中間案への対応案
	部	章	節	番号	項目名	(番 号)	該当 ページ			
16	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	交通安全思想 の普及徹底	1	P42	畑中委員	こどもへの交通安全教室について、質の高い教育を行い、交通ルールを踏まえて、交通社会の一員としてしっかりと振る舞い、交通事故を回避できるよう、こどもたちを育成していただきたい。	中間案「第1部 第1章 第3節 Ⅱ 2 交通安全思想の普及徹底」において、「心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を推進」と記載しており、交通安全教育を行うに当たっては、国、地方公共団体、警察、学校、関係民間団体、地域社会、企業及び家庭がそれぞれの特性をいかし、互いに連携をとりながら地域が一体となった活動を推進してまいりたい。特に交通安全教育に当たる地方公共団体職員や教職員の指導力の向上を図るとともに、地域における民間の指導者を育成することなどにより、地域の実情に即した自主的な活動を促進し、交通安全教育の意義・重要性等について関係者の意識が深まるよう努めてまいりたい。【警察庁】 中間案「第1部 第1章 第3節 Ⅱ 2 (1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進」において、「イ 小学生に対する交通安全教育の推進」として、「安全な歩行の仕方、自転車の安全な利用、乗り物の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味及び必要性等について重点的に交通安全教育を実施する」と記載している。 「学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」では、「安全に関する指導については、関係団体や外部講師等の協力を得て実施される交通安全教室などの学校行事と関連付けて指導を行う」と記載しており、警察をはじめとする関係機関、団体と連携・協働した、質の高い交通安全教育に努めてまいりたい。【文部科学省】
17	第2部	－	第2節	Ⅱ	海上交通環境 の整備	2・3	P106・ 107	伊藤委員	AIS船舶自動識別装置で、広い海域において船舶の動向が分かるようになってきているので、そこで集められる情報を駆使し、広域的に見て特に海外から来る、あるいは今後自動運航船などが入ってくるといったことも踏まえながら、どうやったら分かりやすく事故が起こりにくい海域を作っていくことができるかという観点も、そろそろ考え始めると良いのではないか。	中間案「第2部 第2節 Ⅱ 2 海上交通の安全に関する知識の普及」において、「(2)外国船舶に対する情報提供等」として、「我が国周辺海域の地理等に不案内な外国船舶に対して、訪船し、又はインターネットを活用し、若しくは代理店と協力し、航行安全上必要な情報を提供する」と記載しており、引き続き、推進してまいりたい。【海上保安庁】 小型船舶のうち、沿海区域を航行する「旅客船及び海上運送法の適用を受け人の運送に使用される船舶(旅客船を除く)」「AIS又はEPIRBを搭載している船舶を除く)については、簡易型AISの搭載をそれぞれ令和6年4月1日、令和7年4月1日から義務化している。【国土交通省】
	第2部	－	第2節	Ⅱ	船舶の安全な運 航の確保	1・8	P109・ 111			
	第2部	－	第2節	Ⅱ	船舶の安全性 の確保	1	P111			
18	第1部	第3章	第2節	Ⅰ	－	－	P96	古関委員	踏切道対策に関して、運転本数が多い都市部幹線に対する対策と、特に経済的な支援を要する地方鉄道に関する対策は、明示的に項を分けて書いた方がいいのでは。	中間案「第1部 第3章 第2節 Ⅰ 今後の踏切道における交通安全対策を考える視点」において、「立体交差化、構造の改良、歩行者等立体横断施設の整備、踏切保安設備の整備、交通規制、統廃合等の対策を、それぞれの踏切の状況等を勘案しつつ、より効果的な対策を総合的かつ積極的に推進する」旨を記載しており、都市部幹線や地方鉄道に対して効果的な対策を推進してまいりたい。【国土交通省】
19	第1部	第3章	第2節	Ⅱ	踏切保安設備 の整備及び交 通規制の実施	－	P97	古関委員	第一種踏切の比率を100%に限りなく近づけることは、少なくとも国の基本的な考え方としてきちんと明示すべきではないか。	中間案「第1部 第3章 第2節 Ⅱ 2 踏切道の統廃合の促進」において、「第3、4種踏切道など地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進める」と記載している。 また、「第1部 第3章 第2節 Ⅱ 3 踏切保安設備等の整備及び交通規制の実施」において、「踏切遮断機の整備されていない踏切道には、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を行う」旨を記載しており、引き続き第1種踏切道の比率100%に向けて対策を推進してまいりたい。【国土交通省】
					踏切道の統廃 合の促進	－				

整理 番号	第11次交通安全基本計画における項目							専門委員名	意見	第12次交通安全基本計画中間案への対応案
	部	章	節	番号	項目名	(番号)	該当 ページ			
20	第1部	第2章	第2節	Ⅱ	－	－	P88	古関委員	勝手踏切について、現実としてあることも事実なので、勝手踏切をなくすことについて、どこかに明示的に書いた方がいいのではないか。	中間案「第1部 第2章 第2節 Ⅱ 1 鉄道交通環境の整備」において、「(1) 鉄道施設等の安全性の向上」として、「線路を横断しないよう注意喚起する看板の設置や侵入防止のための柵の設置等の対策について、協議会等を活用し、鉄道事業者や関係自治体等への情報共有等を図る」と記載しており、勝手横断箇所の対策について可能な限りの協力を行ってまいりたい。【国土交通省】
21	第2部	－	第2節	Ⅱ	船舶事故等の原因究明と事故等防止	1	P117	小竹委員	ドライブレコーダーのような運転の行動をモニタリングするような設備を整えて、データとして用いて危険か否かを評価する技術は海上交通や航空交通でも使えると思う。 ヒューマンエラーを繰り返し行う人が事故を起こす可能性があるもので、モニタリングをしてリスク予測をした上で対策を組むことが大事なポイントになるのでは。	船舶の安全性向上を目的として、船舶前方や操船者等を撮影するドライブレコーダーの映像を活用した教育訓練ガイドラインを策定し、周知等を進めているところ、中間案には記載しないものの、より一層の安全確保に向けて取組を進めてまいりたい。【国土交通省】
	第3部	－	第3節	Ⅱ	航空事故等の原因究明と事故等防止	－	P133			一定以上の大きさの航空機を運航する事業者に対し、航空機の運航の状況を記録するための装置等から得られた情報を解析し、その情報を安全管理に役立てることを義務付けているため、中間案には記載しないものの、事業者の安全管理について引き続き指導監督に取り組んでまいりたい。【国土交通省】

整理 番号	第11次交通安全基本計画における項目							専門委員名	意見	第12次交通安全基本計画中間案への対応案
	部	章	節	番号	項目名	(番 号)	該当 ページ			
22	第1部	第1章	第3節	Ⅱ	被害者支援の 充実と推進	3	P78	古笛委員	交通安全教育と実際に事故が起きたときの被害者支援は、表裏一体なので、常に交通安全教育とともに、実際の被害者さんにはこういう支援があることも、学校教育だとか、免許を取得する場だとか更新の場だとか、いろんなところで伝えていただけたら良いのではないか。	中間案「第1部 第1章 第3節 Ⅱ 2 交通安全思想の普及徹底」において、「人優先の交通安全思想の下、こども、高齢者、障害者等に関する知識や思いやりの心を育むとともに、交通事故被害者等の痛みを思いやり、交通事故の被害者にも加害者にもならない意識を育てることが重要」と記載しており、幼児から成人に至るまで、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行うとともに、被害者支援についても周知に努めてまいりたい。 また、中間案「第1部 第1章 第3節 Ⅱ 7 被害者等支援の充実と推進」において、「交通事故被害者等は、精神的にも大きな打撃を受けている上、交通事故に係る知識、情報が乏しいことが少なくないことから、交通事故に関する相談を受けられる機会を充実させるとともに、交通事故の概要、捜査経過等の情報を提供し、被害者等支援を積極的に推進する」と記載しており、交通事故被害者サポート事業における周知や運転免許センターの窓口等における冊子等を活用した周知、被害者の手引を活用した周知等を推進してまいりたい。【警察庁】 中間案「第1部 第1章 第3節 Ⅱ 2 (1)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進」において、「ア 幼児に対する交通安全教育の推進」として、「幼稚園、保育所及び認定こども園においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、日常の教育・保育活動のあらゆる場面を捉えて交通安全教育を計画的かつ継続的に行う」と記載しており、親子で実習する際の周知啓発に取り組んでまいりたい。【こども家庭庁】 中間案「第1部 第1章 第3節 Ⅱ 7 被害者等支援の充実と推進」において、「交通事故被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進する」として、警察を始めとする関係機関・団体による被害者支援の積極的な推進が記載されており、学校教育においては、学習指導要領や「学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」において、「運転者の義務と責任についての理解」や「交通事故における補償をはじめとした責任」といった観点を盛り込んでいるところ。 その上で、被害者支援に関する学校現場への更なる周知については、関係省庁等と連携の上、必要な協力を検討してまいりたい。【文部科学省】 中間案「第1部 第1章 第3節 Ⅱ 7 (3)交通事故被害者等支援の充実強化」において、「ア 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実」と記載しており、必要な援助措置が自動車事故被害者等に行き届くように、学校等での啓発活動の実施や運転免許センター等における被害者支援制度を紹介する映像の放映等、教育機関や警察等の協力を得ながら被害者支援制度の周知を図ってまいりたい。 また、周知活動として事故の概要等の記録を残すこと、各種支援制度を知ること等を目的とした「交通事故被害者ノート」、「交通事故にあったときには」を作成し、警察署等関係各所に配布しており、引き続きその周知活動を図ってまいりたい。【国土交通省】

整理 番号	第11次交通安全基本計画における項目							専門委員名	意見	第12次交通安全基本計画中間案への対応案
	部	章	節	番号	項目名	(番号)	該当 ページ			
23	第3部	-	第2節	Ⅱ	-	-	P123	土屋委員	11次で立てた目標の達成の状況、それから12次で達成しようとしている目標、これがちゃんと整合が取れているのか。 また、国交省の交通政策審議会の航空に関する部会で立てている目標と今回のこの基本計画5年間の計画の整合がとれているか。	交通安全基本計画における安全目標は、航空安全プログラムにて設定している以下の目標に基づき設定しており、いずれも整合は取れている。 第12次基本計画においても、中間案「第3部 第2節 I 目標設定の考え方」に記載しているとおり、引き続き目標を設定する予定である。 <航空安全プログラムの目標> ① 本邦航空運送事業者が運航する定期便について、死亡事故発生率及び全損事故発生率をゼロにする。 ② 航空事故発生率、重大インシデント発生率及び地上作業、施設等に起因する人の死傷又は航空機が損傷した事態の発生率に関する 22 の指標で、平成 30 年の目標値を起点として、15 年間で 50%の削減を図る。 【国土交通省】
24	第3部	-	第3節	Ⅱ	無人航空機等の安全対策	1・2	P131	土屋委員	無人航空機と有人機のコンフリクトや、空飛ぶ車や関連した事故が、今後間違いなく発生しそうな気もするので、計画の中間案にどういうふうに記載をしていくのか、目標を立てていくのか、もう少し充実した書きぶりにすべきではないか。	御指摘の点については、無人航空機の運航を適切に管理するための枠組みの導入が有効な手段の一つであるところ、中間案の「第3部 第3節 II 5(1)無人航空機の安全対策」において、「同一空域における無人航空機同士、あるいは無人航空機と低高度を飛行する有人機の接近や衝突を防止するため、運航管理システム(UTM)の段階的導入に向けた検討を行う」旨を記載している。 なお、今年度においては、STEP2として飛行調整等を行うUTMサービスプロバイダ(USP)の認定要件を策定することとしており、次年度以降もUTMの導入を段階的に進めてまいりたい。また、空飛ぶクルマについては同節「II 5(3)「空飛ぶクルマ」の安全対策」において「機体及び運航形態の多様化・高度化に対応しつつ、その安全確保を図る」と記載しており、その安全な運航に向けて必要な制度整備等を推進してまいりたい。【国土交通省】

注)「第12次交通安全基本計画骨子案への対応」欄に記載されている省庁名は、便宜上、当該欄のコメントを作成する省庁という意味であり、当該欄に省庁名が記載されていないからといって、専門委員の意見の内容について、所掌事務を有していないということではありません。